二―二　特定猟具使用禁止区域（銃器）

五十一　ベルセルバカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市平蔵二、五七九番地一ほか四〇二筆のベルセルバカントリークラブ市原コースの区域内

五十二　ザナショナルカントリー倶楽部千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市寺谷六六六番地の二ほか一七三筆のザナショナルカントリー倶楽部千葉の区域内

五十三　ＣＰＧカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市川在九七四番地の七ほか一六四筆のＣＰＧカントリークラブの区域内

五十四　千葉新日本ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市新巻八五〇番地の一ほか五六九筆の千葉新日本ゴルフ倶楽部の区域内

五十五　千葉セントラルゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市松崎二八一番地一ほか二八五筆の千葉セントラルゴルフクラブの区域内

五十六　千葉よみうりカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市岩一番地一ほか六九八筆の千葉よみうりカントリークラブの区域内

五十七　大千葉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市平蔵三、三一〇番地ほか二六六筆の大千葉カントリー倶楽部の区域内

五十八　源氏山ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市大桶九五六番地の一ほか三五九筆の源氏山ゴルフクラブの区域内

五十九　市原ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市奉免八五五番地ほか一、四〇九筆の市原ゴルフクラブの区域内

六十　市原京急カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市馬立三、〇二二番一三ほか六八三筆の市原京急カントリークラブの区域内

六十一　かずさカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市古敷谷九七五番地ほか三一八筆のかずさカントリークラブの区域内

六十二　加茂ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市月出八一番地の一ほか三一五筆の加茂ゴルフ倶楽部の区域内

六十三　南総カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市上高根一、六九一番一、一、六九一番二の一、一、六九二番一の一、一、六九二番一の二、一、六九三番、一、七〇三番から一、七〇七番まで、一、七一〇番一、一、七一〇番八、一、七一五番、一、七一五番二、一、七一六番から一、七一九番まで、一、七二〇番一、一、七二二番から一、七二七番まで、一、七二八番一、一、七二八番二、一、七二九番一、一、七三六番及び一、七三七番並びに同市南岩崎八一一番の一及び八一一番の二の区域

六十四　鶴舞カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市田尾一、二九三番地の二ほか九三三筆の鶴舞カントリー倶楽部の区域内

六十五　八幡カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市中高根一、四一八番地の一ほか二二五筆の八幡カントリークラブの区域内

六十六　一の宮カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡一宮町東浪見地先の長生郡一宮町町道二―五号線と同町東浪見三、三〇八番二地先の軍荼利大堰管理用道路との接点を起点とし、同所から同管理用道路を南西へ進み一の宮カントリー倶楽部の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町町道二三八六号線との接点に至り、同所から同町町道二三八六号線を北東へ進み同町町道二三八五号線との接点に至り、同所から同町町道二三八五号線を北東へ進み同町町道二―五号線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

六十七　オーク・ヒルズカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市灯毛八九三番地一ほか五一一筆のオーク・ヒルズカントリークラブの区域内

六十八　東千葉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

東金市滝五〇三番一ほか一、〇六一筆の東千葉カントリークラブの区域内

六十九　真名ゴルフ場・長柄町上野特定猟具使用禁止区域（銃器）

茂原市真名一、七四四番地三ほか三一三筆の真名カントリークラブ及び同市上太田四七六番地ほか七一一筆の真名カントリークラブゲーリー・プレイヤーコース並びに長生郡長柄町上野五二一番地四ほか四二八筆の長柄ふる里村の区域内

七十一　印西特定猟具使用禁止区域（銃器）

印西市相嶋地先の我孫子市と印西市との境界線と県道千葉竜ケ崎線との交点を起点とし、同所から県道千葉竜ケ崎線を南東へ進み印西市市道〇〇―〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇一八号線を南西へ進み県道千葉印西線との接点に至り、同所から県道千葉印西線を南東へ進み県道佐倉印西線との接点に至り、同所から県道佐倉印西線を南東へ進み同市市道一一二一号線との接点に至り、同所から同市市道一一二一号線を南西へ進み同市市道一一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道一一二〇号線を南西へ進み同市市道二〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇三号線を南東へ進み同市市道二〇〇一

号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇一号線を北東へ進み同市市道一〇八五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇八五号線を南東へ進み同市市道一一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇九号線を南西へ進み同市市道一一〇九号線の終点に至り、同所から同市市道一一〇九号線の終点から南へ延長した直線を南へ進み国道四六四号との交点に至り、同所から国道四六四号を南東へ進み同市市道一〇七九号線との接点に至り、同所から同市市道一〇七九号線を北東へ進み同市市道二〇八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇八号線を北東へ進み同市市道一〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二六号線を南東へ進み同市市道三〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道三〇〇二号線を南東へ進み同市市道一〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二八号線を南東へ進み同市市道三〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道三〇〇一号線を南西へ進み同市市道二―六号線との接点に至り、同所から同市市道二―六号線を南東へ進み同市萩原二、〇一二番二地先の同市萩原と同市若萩四丁目との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道一―一一号線との接点に至り、同所から同市市道一―一一号線を北東へ進み同市市道三〇七五号線との接点に至り、同所から同市市道三〇七五号線を南東へ進み同市市道一―五号線との接点に至り、同所から同市市道一―五号線を北東へ進み県道鎌ケ谷本埜線との接点に至り、同所から県道鎌ケ谷本埜線を南東へ進み国道四六四号との接点に至り、同所から国道四六四号を南西へ進み県道佐倉印西線との接点に至り、同所から県道佐倉印西線を北西へ進み同市市道一―三号線との接点に至り、同所から同市市道一―三号線を南西へ進み同市市道二一七一号線との接点に至り、同所から同市市道二一七一号線を北西へ進み同市市道一―二号線との接点に至り、同所から同市市道一―二号線を北東へ進み同市市道二一八六号線との接点に至り、同所から同市市道二一八六号線を北西へ進み同市市道二〇二九号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二九号線を北西へ進み同市市道二〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇六号線を北東へ進み総武カントリークラブ特定猟具使用禁止区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み泉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道二五―〇四六号線との接点に至り、同所から同市市道二五―〇四六号線を北西へ進み同市市道〇〇―一一七号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一一七号線を南西へ進み同市市道二三―〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道二三―〇六六号線を南東へ進み同市市道二三―〇七一号線との接点に至り、同所から同市市道二三―〇七一号線を南西へ進み同市市道二三―〇六七号線との接点に至り、同所から同市市道二三―〇六七号線を南西へ進み同市市道二三―〇五三号線との接点に至り、同所から同市市道二三―〇五三号線を北西へ進み同市市道〇〇―一一七号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一一七号線を北東へ進み同市市道〇〇―〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇二六号線を南西へ進み県道船橋印西線との接点に至り、同所から県道船橋印西線を南西へ進み八千代市と印西市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み八千代市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道一六―〇一二号線との接点に至り、同所から同市市道一六―〇一二号線を北東へ進み同市市道一六―〇〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一六―〇〇九号線を南東へ進み同市市道一六―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道一六―〇一三号線を北東へ進み同市市道〇〇―〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇一四号線を北西へ進み同市市道〇〇―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇一三号線を北西へ進み同市市道〇〇―〇一二号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇一二号線を北西へ進み同市市道一五―〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一五―〇〇三号線を北東へ進み県道千葉ニュータウン北環状線との接点に至り、同所から県道千葉ニュータウン北環状線を北東へ進み同市市道〇〇―一〇八号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇八号線を北東へ進み県道市川印西線との接点に至り、同所から県道市川印西線を北東へ進み印西市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み柏市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み手賀川右岸堤防北側法尻との交点に至り、同所から手賀川右岸堤防北側法尻を南東へ進み下手賀川左岸堤防東側法尻との接点に至り、同所から下手賀川左岸堤防東側法尻を南西へ進み発作橋との交点に至り、同所から発作橋を南東へ進み下手賀川右岸堤防西側法尻との交点に至り、同所から下手賀川右岸堤防西側法尻を北東へ進み手賀川右岸堤防北側法尻との接点に至り、同所から手賀川右岸堤防北側法尻を北東へ進み同市市道〇〇―〇〇三号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―〇〇三号線を北東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

七十二　袖ケ浦市永吉特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ケ浦市川原井地先の県道南総昭和線と同市市道川原井林線との接点を起点とし、同所から同市市道川原井林線を南西へ進み同市市道高谷林線との接点に至り、同所から同市市道高谷林線を南西へ進み同市市道高谷一〇号線との接点に至り、同所から同市市道高谷一〇号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み同市高谷一、三九三番三地先の道路との接点に至り、同所から同市高谷一、三九三番三地先の道路を西へ進み同市市道高谷一号線との接点に至り、同所から同市市道高谷一号線を南西へ進み同市市道三箇一号線との接点に至り、同所から同市市道三箇一号線を北西へ進み同市三箇二、五七一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市市道三箇三号線との接点に至り、同所から同市市道三箇三号線を北西へ進み同市市道三箇二号線との接点に至り、同所から同市市道三箇二号線を北東へ進み同市市道三箇一号線との接点に至り、同所から同市市道三箇一号線を北西へ進み同市野里八九九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市野里九〇六番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市野里九四〇番一の二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市野里九五五番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み県道千葉鴨川線（旧道）との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線（旧道）を北東へ進み県道南総昭和線との交点に至り、同所から県道南総昭和線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

七十三　印西・栄特定猟具使用禁止区域（銃器）

印西市平岡地先の国道三五六号と国道三五六号（バイパス）との接点を起点とし、同所から国道三五六号（バイパス）を北東へ進み印旛郡栄町町道一〇〇一号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇一号線を南東へ進み同町町道二三〇六七号線との接点に至り、同所から同町町道二三〇六七号線を北東へ進み同町町道二三〇三六号線との接点に至り、同所から同町町道二三〇三六号線を南東へ進み同町町道二三〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道二三〇二二号線を南東へ進み同町町道二三〇一九号線との接点に至り、同所から同町町道二三〇一九号線を南西へ進み同町町道二三〇一七号線との交点に至り、同所から同町町道二三〇一七号線を南東へ進み同町町道一〇一三号線との接点に至り、同所から同町町道一〇一三号線を北東へ進み同町町道二三一四七号線との接点に至り、同所から同町町道二三一四七号線を南東へ進み同町町道二三一四八号線との接点に至り、同所から同町町道二三一四八号線を南東へ進み同町町道二三一四九号線との接点に至り、同所から同町町道二三一四九号線を南東へ進み同町町道二三一五〇号線との接点に至り、同所から同町町道二三一五〇号線を南東へ進み同町町道二三一〇五号線の始点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み同町町道二三一〇五号線との接点に至り、同所から同町町道二三一〇五号線を北東へ進み同町町道二三一五一号線の終点から北西へ延長した直線との接点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町町道二三〇九七号線との接点に至り、同所から同町町道二三〇九七号線を北東へ進み同町町道二三〇二六号線との接点に至り、同所から同町町道二三〇二六号線を南東へ進み同町町道二三〇二六号線の始点に至り、同所

から同町町道二一〇二六号線の始点から南東へ延長した直線を南東へ進み印西市と印旛郡栄町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道美浦栄線との交点に至り、同所から県道美浦栄線を北西へ進み同町町道二一〇二三号線との接点に至り、同所から同町町道二一〇二八号線との接点に至り、同所から同町町道二一〇二一号線を南東へ進み国道三五六号（バイパス）との接点に至り、同所から国道三五六号（バイパス）を南東へ進み同町町道二一〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道二一〇二一号線を東へ進み同町町道一〇〇四号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇四号線を北東へ進み同町町道二一〇二〇号線との接点に至り、同所から国道三五六号を南西へ進み同町町道一〇〇四号線との接点に至り、同所から同町町道二一〇二一号線を東へ進み同町町道一〇〇八号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇八号線を南東へ進み同町町道一〇〇五号線との交点に至り、同所から同町町道一〇〇五号線を南東へ進み同町町道一〇〇九号線との交点に至り、同所から同町町道一〇〇九号線を南西へ進み同町町道一〇〇六号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇六号線を南東へ進み同町町道一〇〇七号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇七号線を南西へ進み同町町道一〇〇三号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇三号線を南西へ進み県道成田安食線（バイパス）との接点に至り、同所から県道成田安食線（バイパス）を北西へ進み同町町道一〇〇一号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇一号線を南西へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み同町町道一〇〇一六号線との交点に至り、同所から同町町道一〇〇一六号線を南西へ進み県道成田安食線との接点に至り、同所から同町町道一九〇三三号線との接点に至り、同所から同町町道一九〇三三号線を南西へ進み同町町道一九〇七六号線との接点に至り、同所から同町町道一九〇七六号線を南西へ進み独立行政法人水資源機構管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を南東へ進み北印旛沼の堤防堤内地側法尻との接点に至り、同所から南西へ延長した直線を南西へ進み県道八千代印旛栄自転車道線との接点に至り、同所から県道八千代印旛栄自転車道線を南西へ進み印西市市道二一五三号線との接点に至り、同所から同市市道二一五三号線を北西へ進み同市市道二一五八号線との接点に至り、同所から同市市道二一五八号線を北西へ進み同市市道二〇二一号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二一号線を北西へ進み同市市道二〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一八号線を南西へ進み県道印西印旛線との接点に至り、同所から県道印西印旛線を北西へ進み国道三五六号との接点に至り、同所から国道三五六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

七十四　佐倉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

佐倉市飯田一、〇〇〇番ほか五五七筆の佐倉カントリー倶楽部区域内

七十五　スカイウェイカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市幡谷九四一番一ほか四八七筆のスカイウェイカントリークラブ区域内

七十六　総武カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

印西市造谷四九五番二ほか一、一三一筆の総武カントリークラブ区域内

七十七　泉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

印西市吉田四五六番ほか四三八筆の泉カントリー倶楽部区域内

八十一　ゴルフ倶楽部成田ハイツリー特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡多古町大門六五九番一ほか八八八筆のゴルフ倶楽部成田ハイツリー区域内

八十二　千葉夷隅ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡大多喜町板谷五八八番ほか三五筆の千葉夷隅ゴルフクラブ区域内

八十三　姉崎特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市姉崎六〇五番一九地先の県道千葉鴨川線と県道市原茂原線との交点を起点とし、同所から県道市原茂原線を南東へ進み同市畑木一二〇番一〇地先の市原市市道一一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一一〇号線を南東へ進み同市市道一二九五号線との接点に至り、同所から同市市道一二九五号線を南東へ進み同市市道一二三四号線との接点に至り、同所から同市市道一二三四号線を南東へ進み同市市道一二九四号線との接点に至り、同所から同市市道一二九四号線を南東へ進み同市市道八一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道八一二〇号線を南西へ進み同市市道八一二〇号線の終点から南東へ延長した直線を南東へ進み同市畑木三一六番地先の赤道との交点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同赤道の南端に至り、同所から同所と同市市道一一三三号線との接点とを結んだ直線を南西へ進み同市市道一一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一一三三号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八十四　小勝山団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市上高根地先の市原市市道六〇三六号線と同市市道六〇一九号線との交点を　起点とし、同所から同市市道六〇一九号線を南東へ進み同市南宿崎六〇番地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南東へ進み同市市道六三四一号線との交点に至り、同所から同市市道六三四一号線を南西へ進み同市市道六〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一九号線を南西へ進み同市市道六〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇六六号線を北西へ進み同市市道六〇六七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇六七号線を南西へ進み同市市道六〇六七号線の終点と小勝山団地の外周との接点に至り、同所から小勝山団地の外周を北西へ進み同市上高根地先の上堰堰堤との接点に至り、同所から上堰堰堤を南西へ進み同市上高根一、三六一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道六〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇三六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八十五　浜野ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市永吉九三七番ほか四三〇筆の浜野ゴルフクラブ区域内

八十六　千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）

習志野市茜浜三丁目三八番一地先の護岸の南端を起点とし、同所から同護岸を北西へ進み船橋市と習志野市との境界線を北東へ進み船橋市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み八千代市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み八千代市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道船橋印西線との交点に至り、同所から県道船橋印西線を南西へ進み八千代市市道島田台二八号線との接点に至り、同所から同市市道島田台二八号線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南東へ進み新川左岸との交点に至り、同所から新川左岸を北東へ進み同市市道逆水四号線との交点に至り、同所から同市市道逆水四号線を南東へ進み同市市道逆水一号線との接点に至り、同所から同市市道逆水一号線を南へ進み同市市道米本三号線との接点に至り、同所から同市市道米本三号線を南へ進み同市市道米本六号線との接点に至り、同所から同市市道米本六号線を南東へ進み同市市道米本四四号線との接点に至り、同所から同市市道米本四四号線を北東へ進み県道千葉竜ケ崎線との接点に至り、同所から県道千葉竜ケ崎線を北東へ進み同市市道神野三九号線との接点に至り、同所から同市市道神野三九号線を南東へ進み県道八千代宗像線との接点に至り、同所から県道八千代宗像線を南西へ進み同市市道米本四五号線との接点に至り、同所から同市市道米本四五号線を南西へ進み同市市道米本四六号線との接点に至り、同所から同市市道米本四六号線を南東へ進み県道千葉竜ケ崎線との接点に至り、同所から県道千葉竜ケ崎線を南東へ進み同市市道米本上高野線との交点に至り、同所から同市市道米本上高野線を南東へ進み同市市道宮内・上高野二号線との接点に至り、同所から同市市道上高野一号線を東へ進み同市市道上高野三〇号線との接点に至り、同所から同市市道上高野三〇号線を北東へ進み同市上高野八〇九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み佐倉市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉市と四街道市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市若葉区御成台一丁目一番一地先の千葉市市道若松町金親町線との交点に至り、同所から同市市道若松町金親町線を南東へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南東へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み同市若葉区更科町二、〇二一番二地先に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を北西へ進み同市市道磯辺茂呂町線との交点に至り、同所から同市市道磯辺茂呂町線を南東へ進み同市市道仁戸名町平山町線との交点に至り、同所から同市市道仁戸名町平山町線を南西へ進み同市市道仁戸名町一〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道仁戸名町一〇〇号線を南西へ進み県道千葉大網線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を南東へ進み千葉市と市原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み村田川河口に至り、同所から同所と東京湾岸特定猟具使用禁止区域境界点（北緯三五度二四分二七秒、東経一四〇度四分一〇秒）とを結んだ直線を北西へ進み東京湾岸特定猟具使用禁止区域境界点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

八十七　白鳳カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市機部八番地ほか三二筆の白鳳カントリー倶楽部区域内

八十八　袖ケ浦市昭和特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ケ浦市奈良輪地先の県道袖ケ浦中島木更津線と同市奈良輪二八七番地先の同市管理道路との接点を起点とし、同所から同所と同市市道奈良輪蔵波線の始点とを結んだ直線を南東へ進み同市市道奈良輪蔵波線との接点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を北東へ進み同市市道神納二五号線との接点に至り、同所から同市市道神納二五号線を南東へ進み同市市道神納橋線との接点に至り、同所から同市市道神納橋線を南西へ進み同市市道神納一八号線との接点に至り、同所から同市市道神納一八号線を南東へ進み同市市道代宿神納線との交点に至り、同所から同市市道代宿神納線を南西へ進み県道南総昭和線との交点に至り、同所から県道南総昭和線を北西へ進み同市市道福王台線との交点に至り、同所から同市市道福王台線を北東へ進み同市市道袖ケ浦駅前線との接点に至り、同所から同市市道袖ケ浦駅前線を北西へ進み県道袖ケ浦中島木更津線との交点に至り、同所から県道袖ケ浦中島木更津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八十九　ムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市小草畑五七七番ほか一一六筆のムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コースの区域内

九十　成田ニュータウン特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市寺台地先の国道四〇八号と国道一九五号との接点を起点とし、同所から国道一九五号を南東へ進み成田市市道七一九久米古倉線との交点に至り、同所から同市市道七一九久米古倉線を南東へ進み県道成田小見川鹿島港線との接点に至り、同所から県道成田小見川鹿島港線を北東へ進み同市市道七一一九三古倉地内線との接点に至り、同所から同市市道七一一九三古倉地内線を南西へ進み同市市道七一五〇成田法ケ塚線との接点に至り、同所から同市市道七一五〇成田法ケ塚線を北西へ進み同市市道七一二五山ノ作東和田線との接点に至り、同所から同市市道七一二五山ノ作東和田線を南西へ進み同市市道七一六一大清水東和田線を北西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み根木名川左岸堤防との交点に至り、同所から根木名川左岸堤防を南へ進み成田市と富里市との境界線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇〇二号線を南東へ進み同市市道一一〇一四二号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇一四二号線を南西へ進み同市市道一一〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇二七号線を南西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み成田市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み成田市市道一一一四四宗吾四丁目一号線との接点に至り、同所から同市市道一一一四四宗吾四丁目一号線を北西へ進み同市市道一一一六六宗吾四丁目緑道一号線との接点に至り、同所から同市市道一一一六六宗吾四丁目緑道一号線を南西へ進み同市市道二一一五六宗吾四丁目一三号線との接点に至り、同所から同市市道二一一五六宗吾四丁目一三号線を南西へ進み同市市道二一一六七宗吾四丁目緑道一号線との接点に至り、同所から同市市道二一一六七宗吾四丁目緑道一号線を北西へ進み同市市道二一一五八宗吾四丁目一五号線との接点に至り、同所から同市市道二一一五八宗吾四丁目一五号線を北西へ進み同市市道二一二八下方内野蛭田線との接点に至り、同所から同市市道二一二八下方内野蛭田線を西へ進み同市市道二一二三四下方舌井塚線との接点に至り、同所から同市市道二一二三四下方舌井塚線を北西へ進み同市市道二一一宗吾下方線との接点に至り、同所から同市市道二一一宗吾下方線を北へ進み同市市道二一八下方酒々井線との接点に至り、同所から同市市道二一八下方酒々井線を北東へ進み国道四六四号との接点に至り、同所から国道四六四号を南東へ進み同市市道二一五八宗吾台方線との接点に至り、同所から同市市道二一五八宗吾台方線を北東へ進み同市市道二一六九台方橋賀台線との接点に至り、同所から同市市道二一六九台方橋賀台線を北西へ進み同市市道二一三船形台方線との接点に至り、同所から同市市道二一三船形台方線を北西へ進み同市船形一八七番四地先

に至り、同所から同市市道一―三船形台方線を北西へ進み同市市道二―四角川八代線との交点に至り、同所から同市市道三―六二松崎八代線との接点に至り、同所から同市市道三―六二松崎八代線を北東へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を南東へ進み同市市道三―七三山口押畑線との接点に至り、同所から同市市道三―一〇五押畑一号線を北東へ進み同市市道三―九押畑広台西内線との接点に至り、同所から同市市道三―九押畑広台西内線を北へ進み同市市道三―五七押畑宝田線との接点に至り、同所から同市市道三―五七押畑宝田線を北西へ進み小橋川左岸堤防との交点に至り、同所から県道成田滑河線との交点に至り、同所から県道成田滑河線を北東へ進み根木名川右岸堤防との交点に至り、同所から根木名川右岸堤防を南東へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を南西へ進み根木名川左岸堤防との交点に至り、同所から根木名川左岸堤防を南東へ進み同市市道一―一三成田土室線との接点に至り、同所から同市市道一―一三成田土室線を南東へ進み国道四〇八号との交点に至り、同所から国道四〇八号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十一　成田東カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市山倉一、三六七番一ほか四五九筆の成田東カントリークラブの区域内

九十二　鴨川特定猟具使用禁止区域（銃器）

鴨川市東町地先の国道一二八号（バイパス）と鴨川市浜荻と同市東町との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を北西へ進み待崎川左岸との接点に至り、同所から同所と待崎川右岸と海岸汀線との接点とを結んだ直線を南西へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南西へ進み加茂川左岸との接点に至り、同所から同所と加茂川右岸と海岸汀線との接点とを結んだ直線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南東へ進み曽呂川左岸との接点に至り、同所から同所と曽呂川右岸と海岸汀線との接点とを結んだ直線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南東へ進み同市太海浜二三番一地先の海岸汀線が南西方向へ曲がる屈折点に至り、同所から海岸汀線を北西へ延長した直線を北西へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を北東へ進み県道鴨川富山線との交点に至り、同所から県道鴨川富山線を北西へ進み同市宮地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を北東へ進み県道鴨川保田線との交点に至り、同所から県道鴨川保田線を西へ進み同市市道貝渚大里線との交点に至り、同所から同市市道貝渚大里線を北西へ進み鶴妻堰堤との交点に至り、同所から鶴妻堰堤を南西へ進み同市打墨一、五一〇番一地先の同市市道水神田大塚線との接点に至り、同所から同市市道水神田大塚線を北西へ進み同市市道寺ノ下宮田線との交点に至り、同所から同市市道寺ノ下宮田線を南西へ進み同市市道大日下東廻塚線との接点に至り、同所から同市市道大日下東廻塚線を北東へ進み県道大津小湊田原線との接点に至り、同所から県道大津小湊田原線を北東へ進み国道一二八号（バイパス）との交点に至り、同所から国道一二八号（バイパス）を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十三　木更津市清川特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市東太田四丁目地先の木更津市市道一二五号線と県道木更津末吉線との接点を起点とし、同所から県道木更津末吉線を北西へ進み同市市道六三六二号線との接点に至り、同所から同市市道六三六二号線を北東へ進み同市市道六五四三号線との接点に至り、同所から同市市道六五四三号線を北東へ進み同市市道六五四四号線との接点に至り、同所から同市市道六五四四号線を北西へ進み同市市道六三六五号線との接点に至り、同所から同市市道六三六五号線を北東へ進み同市市道一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一八号線を北西へ進み同市市道一二一号線との接点に至り、同所から同市市道一二一号線を北東へ進み県道木更津根形線との接点に至り、同所から県道木更津根形線を北西へ進み小櫃川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から小櫃川右岸河川管理用道路を北東へ進み同市市道五〇九一号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九一号線を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を北東へ進み同市下望陀七五番五地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み小櫃川右岸河川管理用道路との接点に至り、同所から小櫃川右岸河川管理用道路を南東へ進み同市下望陀一二四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ延長した直線を南東へ進み木更津市と袖ケ浦市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み木更津市市道一五一号線との接点に至り、同所から同市市道一五一号線を南西へ進み同市椿六七一番地先の里道との接点に至り、同所から同里道を南東へ延長した直線を南東へ進み同市椿五九二番三地先の里道との交点に至り、同所から同里道を南東へ進み同市椿六四一六号線との接点に至り、同所から同市市道六四一六号線を南東へ進み同市笹子五六二番一四地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市笹子六一九番三地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南東へ進み同市市道六四二七号線との接点に至り、同所から同市市道六四二七号線を南東へ進み同市市道六四二七号線との接点に至り、同所から同市市道二二六号線を南東へ進み同市笹子七三五番三地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道六四一四号線との接点に至り、同所から同市市道六四一四号線を南西へ進み同市市道六四五四号線との接点に至り、同所から同市市道六四一〇号線との交点に至り、同所から同市市道六四一〇号線を北西へ進み東関東自動車道千葉富津線との交点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を南西へ進み同市市道六六四五号線との交点に至り、同所から同市市道六六四五号線を南東へ進み同市市道一二五号線との接点に至り、同所から同市市道一二五号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十四　太平洋クラブ市原コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市奥野一二一番ほか六七六筆の太平洋クラブ市原コースの区域内

九十五　萬力特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市鏑木地先の県道多古笹本線と旭市市道Ｈ―一〇五一号線との接点を起点とし、同所から同市市道Ｈ―一〇五一号線を北東へ進み同市市道Ｈ―一〇四一号線との接点に至り、同所から同市市道Ｈ―一〇四一号線を北東へ進み同市市道Ｈ―一〇三五号線との接点に至り、同所から同市市道Ｈ―一〇三五号線を南東へ進み同市市道二―〇三二号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇三二号線を南東へ進み県道多古笹本線との接点に至り、同所から県道多古笹本線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十六　多古工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡多古町水戸一番三二ほか八〇筆の多古工業団地の区域内

九十八　野宮特定猟銃使用禁止区域（抜粋）

長生郡長南町蔵持地先の長生郡長南町一級町道蔵持水沼線と同町一級町道蔵持竹林線との接点を起点とし、同所から同町一級町道蔵持竹林線を南東へ進み同町三級町道竹林一一号線との接点に至り、同所から同町三級町道竹林一一号線を南東へ進み同町三級町道笹五号線との接点に至り、同所から同町三級町道笹撫五号線を南西へ進み同町三級町道水沼五一号線との接点に至り、同所から同町三級町道水沼五一号線を北西へ進み同町一級町道蔵持水沼線との接点に至り、同所から同町一級町道蔵持水沼線を南西へ進み同町三級町道水沼四一号線との接点に至り、同所から同町三級町道水沼四一号線を南西へ進み同町三級町道水沼三号線との接点に至り、同所から同町三級町道水沼三号線を南西へ進み県道南総一宮線との接点に至り、同所から県道南総一宮線を南西へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み大手美カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町蔵持二、〇四〇番四地先の市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み市原市市道六二三号線との交点に至り、同所から同市市道六二三号線を南東へ進み長生郡長南町一級町道蔵持水沼線との接点に至り、同所から同町一級町道蔵持水沼線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百　桑宮特定猟銃使用禁止区域（抜粋）

東関郡大多喜町桑宮地先の国道四六五号と東関郡大多喜町道桑宮線との接点を起点とし、同所から同町道桑宮線を北西へ進み同町道桑宮田代線との接点に至り、同所から同町道桑宮田代線を北東へ進み同町道増田小土呂線との接点に至り、同所から同町道増田小土呂線を南東へ進みいすみ市増田二六六番三地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市市道〇一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇号線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域